

## 市営三日町住宅入居資格条件

### 🏠 申込資格条件（下記1～4全てに該当する方に申込資格があります。）

1. 現在、生活に困っていることが明らかな方（持ち家のない方）
2. 市内に住所又は勤務先を有するか、住居を必要とする方
3. 市税の滞納がない方
4. 入居申込み者及び同居（予定）者が暴力団員でないこと

※次のような方は申込みできません。

- ・夫婦の別居等、世帯を不自然に分割した世帯（DV 被害者等を除く）
- ・団地で円滑な共同生活ができない方

### 🏠 部屋タイプ（一般世帯向け、高齢者世帯向けの2種類あります。）

#### A 50㎡タイプ（一般世帯向け）

現在同居中、又は同居予定の親族がいること。  
（ただし同居予定者が婚約者の場合は、契約までに入籍のうえ同居しなければなりません。）

そのうえで、

1. 障害者の方で下記のいずれかに該当する方  
（身体障害者1～4級 精神障害者1. 2. 3級 療育手帳A又はB）
2. 戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者又はハンセン病療養者の方
3. 60歳以上の方のみ（18歳未満の子は含んでよい）で構成される世帯
4. 子育て世帯（小学校就学前の子どもがいる世帯）

1～4いずれかに  
あてはまる方

いずれにも  
あてはまらない方

月収214,000円以下で申込資格  
あり（収入基準裁量階層世帯）

月収158,000円以下で申込資格  
あり（収入基準一般階層世帯）

※収入基準とは＝【入居する世帯全員の合計所得額（年収ではありません）－控除額】÷12カ月

#### B 40㎡タイプ（高齢者世帯向け）

下記のいずれかに該当する方で、収入基準による月収214,000円以下の方は申込みをすることができます。

1. 65歳以上の方を含む夫婦世帯
2. 65歳以上の単身者世帯（自立できることが条件となります）
3. 入居者及び同居者が65歳以上で構成される世帯
4. 障害者手帳（1級・2級・下肢障害3級）の交付を受けている方で、市長が認めるもの

※1のみに該当する方で、配偶者が60歳未満の方の世帯は、上記一般階層世帯の収入基準になります。